

緊急事態措置の徹底について

4月16日、政府対策本部において、全都道府県に緊急事態宣言が発出され、全国で都道府県をまたいだ移動の自粛要請がなされているところです。

本県でも、4月17日に緊急事態措置の一環として「県民の皆様へのお願い（第3弾）」において、県外への不要不急の往來の自粛や、県外からの訪問客の受入れの自粛をお願いしたところです。

しかしながら、県内各地に他府県から多くの方々が来訪されるなど、徹底されていない状況にありますので、改めて県内の全ての事業者の皆様におかれましては、ご注意いただき、できれば他都道府県からのご来訪をご遠慮いただくなど、受入れの自粛について、積極的な対応をお願いいたします。

なお、県有施設（駐車場を含む。）においても同様の取組を行うとともに、市町村に対しても同様の要請をしてまいります。

今後も、他府県からの来訪者が多くみられ、感染拡大が見込まれる場合には、さらなる緊急事態措置の発動も必要になる可能性があります。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（担当課室）

危機管理・消防課 電話（直通）	小川、撫養（むや） 073-441-2273
災害対策課 電話（直通）	楠本、平田 073-441-2261